



地震に備えて住まいの耐震対策 耐震診断は防災の第一歩

東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震に備え、まずは無料

耐震診断を受け、住宅の耐震性をチェックしてみましょう。

固建築課 ☎(582)1139 ☎(582)6947

1 無料の耐震診断を受けましょう(対象：木造住宅)

対象建築物 次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に着工され、完成している建物。
- ②延べ床面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供されていること。
- ③階数が2階以下で、延べ床面積が300㎡以下。
- ④木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または丸太組工法によるものでないこと。
- ⑤大臣などの特別な認定を得た工法による建築物でないこと。
- ⑥平成18年度以降に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの。

☑市内に対象建築物を有する人 ☑16棟
☑11月28日(金)までに上記へ。耐震診断員を派遣します。



ホームページ

2 無料で補強案と概算費用を作成します

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7以上に補強するための補強案およびその概算費用内訳書を無料で作成します。

対象建築物 木造住宅無料耐震診断の対象建築物、かつ、総合評点が0.7未満の木造住宅

☑木造住宅無料耐震診断を申し込む人



ホームページ

3 耐震改修あるいは解体(除却)して地震に備えませんか

耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅の所有者に、工事費用の一部を補助します。詳しくは、上記へお問い合わせください。

木造住宅耐震改修事業補助金

対象建築物 左頁の2と同じ

☑次のすべてを満たす人

- ・市内に対象建築物を有する
- ・市税などの滞納がない
- ・過去にこの補助金を受けたことがない

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で耐震改修工事を行うことにより、総合評点が0.7以上となるもの。

②設計者および工事施工者が、県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録されていること。

③交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受け付けできません)。

④11月28日(金)までに交付申請を行い、令和8年2月28日(土)までに工事が完了すること。

☑予算に達し次第、受け付けを終了します。



ホームページ

補助金額(1件あたり)

補助対象経費 (耐震改修工事費)	基本 補助額	加算項目(加算補助額)							最大 補助額
		居住者に高齢者(65歳以上)を含む世帯	高齢者のみの世帯	設計・施工ともに市内業者	緊急輸送道路など沿いの住宅で一定の条件を備えるもの	避難経路バリアフリー化※	子育て世帯(居住者に中学生以下の子を含む場合)	内覧会の開催	
50万円超～100万円以下	25万円	+5万円	－	+5万円	－	－	－	－	35万円
100万円超～200万円以下	50万円	+5万円	+5万円	+5万円	+5万円	20% (上限5万円)	+5万円	+5万円	80万円
200万円超～300万円以下	75万円	+10万円	+10万円	+10万円	+10万円	20% (上限10万円)	+10万円	+10万円	135万円
300万円超	100万円	+20万円	+10万円	+10万円	+10万円	20% (上限10万円)	+10万円	+10万円	170万円

※避難経路となる廊下などのバリアフリー化(段差解消や手すり設置など)工事費。

木造住宅耐震対策除却事業補助金

対象建築物 左頁の2と同じ

☑次のすべてを満たす人

- ・市内に対象建築物を有する
- ・市税などの滞納がない
- ・過去にこの補助金を受けたことがない

補助対象事業 次の要件をすべて満たすもの

- ①一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅で除却工事を行うもの。
- ②耐震改修工事を検討したことが分かるもの(改修工事の設計図書と工事内訳書が必要)。
- ③設計者および工事施工者が、県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録されていること。

④交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約を締結することです。契約や工事着手後の申請は受け付けできません)。

⑤11月28日(金)までに交付申請を行い、令和8年2月28日(土)までに工事が完了すること。

補助金額

補助対象経費	補助額
50万円超～100万円以下	10万円
100万円超～200万円以下	20万円
200万円超～300万円以下	40万円
300万円超	60万円

☑予算に達し次第、受け付けを終了します。



ホームページ

ブロック塀などの撤去・軽量なフェンスの新設に補助金を交付

災害によるブロック塀などの倒壊被害を防止するため、道路や公園に面するブロック塀などの撤去や改修に補助を行います。詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、市☎をご覧ください。

対象要件 次のすべてを満たすもの

- ・地面からの高さが80cm以上のコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、組積造(石、レンガなど)の塀などで、道路または公園に面しており倒壊による被害が道路などにおよぶおそれがあるもの
- ・申請者が市内にあるブロック塀などの所有者(工事の契約者)で、市税などを滞納していないこと
- ・建築基準法などの規定による道路後退など、関係法令を遵守し適切な処置を行うこと
- ・11月28日(金)までに交付申請を行い、令和8年2月28日(土)までに工事が完了すること

対象となる工事および補助金額(①、②の併用不可)

- ①ブロック塀などを撤去する場合：撤去費用の3分の1を補助(上限7万5,000円)
- ②ブロック塀などを撤去し、軽量なフェンスなど(フェンス、板塀、生け垣など軽量なもので基礎などの高さが40cm以下のもの)を新設する場合：費用の3分の1を補助(上限12万5,000円)

☑工事着手の14日前までに必要書類を添えて上記へ。

☑予算に達し次第、受け付けを終了します。



ホームページ

ブロック塀の安全点検を実施しましょう

自分で今あるブロック塀の安全点検を行い、分からないことがある場合や危険な塀と分かった場合は、速やかに専門業者などに相談しましょう。

主な点検項目

- ・ブロック塀に傾きやひび割れ、ぐらつきがないか
- ・高さは2.2m以下か(標準的なサイズのブロック積の場合、1段あたり20cmの高さ)
- ・控え壁が設けられているか(ほかに建築基準法により鉄筋が必要などの規定あり)

